

公有地利活用方針・個別方針について

○対象公有地

所在地	俱知安町南4条東1丁目10番5 俱知安町南4条東2丁目3番38
面積	俱知安町南4条東1丁目10番5 3,035.03㎡ 俱知安町南4条東2丁目3番38 1,116.00㎡ 計 4,151.03㎡
位置図	別添のとおり
財産名	旧みなみ保育所跡地

○個別方針について

当該地の現状	旧測候所跡地の北東側に位置する約4,100㎡で、2筆により構成されている。保育所建物を取り壊してからは、冬季は地域の堆雪場となっており、夏季においては雑草が生い茂るなど、地域の住環境に対して貢献できていないところである。
公有地利活用方針に定める個別方針について	スーパー、コンビニ、俱知安小学校などが徒歩圏内であり、子育て世代の戸建て住宅建設需要に対応するため、区割り分譲地としての売却処分を想定する。
個別方針に定める基本事項について	<p>①保有継続、売却処分、貸付け等の利活用の方向性に関する事項 今後においても町の事業として活用することは予定せず、かつ、子育て世代を中心に戸建住宅を建てるための土地需要があり、当該地周辺においても良好な住宅地であることから、3年以内には宅地分譲地として区割りをを行い売却処分する。また、本町に移住することを望む移住者に対しても、移住・定住促進の観点から分譲地を提供することも検討する。</p> <p>②保有を継続する場合の利活用方法に関する事項 売却処分とするため、なし</p> <p>③貸付する場合の貸付方法に関する事項 売却処分とするため、なし</p> <p>④売却する場合の処分方法に関する事項 区割りをを行い抽選販売とする</p> <p>⑤随意契約による処分の可否及び相手先に関する事項 抽選販売とする</p> <p>⑥その他資産の利活用を図るうえで必要な事項 特になし（現時点）</p>